

衆議院法務委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 5 月 16 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・鈴木法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲田朋美君（自民）、藤原規眞君（立憲）、寺田学君（立憲）、有田芳生君（立憲）、金村龍那君（維新）、小竹凱君（国民）、本村伸子君（共産）、吉川里奈君（参政）、島田洋一君（保守）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

（1）夫婦の氏

ア 現行法の夫婦及びその未婚の子は同一のファミリーネームを共有するという家族観を民法及び戸籍法上の制度として守る必要性についての法務大臣の見解

イ 婚姻により氏を改めた後も婚姻前の氏を法律上の制度として使用することができる新たな選択肢を設ける必要性

ウ 婚姻前の氏の通称としての使用には限界があるとの意見についての法務大臣の見解

（2）再審法

ア 再審請求審における証拠開示

a 裁判所による証拠提出勧告又は証拠開示命令を公益の代表である検察官が拒否することができる理由

b 現行法に規定がない状況においては裁判所が開示を命じた場合には検察官は命令に従うべきとの考えについての法務省の見解

c 再審開始の判断のために裁判官が必要とした証拠について検察官が開示を拒否することの是非

d 公益の代表者である検察官が裁判所から提出を求められた証拠の必要性や関連性について意見を述べることができるとされる権限の適否

e 検察官の判断による証拠開示の拒否の妥当性

イ 再審開始決定について検察官による抗告を禁止又は制限する必要性

ウ 再審法の改正についての法務大臣の意気込み及び法制審議会に対する早期の答申に向けた指示の内容

藤原規眞君（立憲）

特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見をより適正にする方策について（依命通達）

ア 終身刑を創設する場合における立法措置の必要性についての法務大臣の認識

イ 同通達の内容について変更がないことの確認

ウ 同通達の根拠条文

エ 検察官が「犯情が悪質」と判断する時期

オ 改正内容を含めすべてを公開する必要性について法務大臣の見解

カ 公開することにより生じる具体的な支障

キ 平成 16 年の刑法改正で有期刑の最長刑が引き上げられた後も廃止されなかった理由

ク 藤原委員が提出した「無期懲役受刑者の仮釈放に関する質問に対する答弁書（第 217 回国会答弁第 66 号）」においては「終身」という文言が削除されている理由

ケ 判決確定後における検察官による犯情の判断が二重処罰を禁じる憲法に違反する可能性

コ 矯正施設の長による仮釈放の判断は適切に行われてきたと法務省が評価する理由

- サ 同通達施行後において仮釈放者数が有意に減少しているとの指摘についての評価
- シ 存廃について調査・検討を行う必要性についての法務大臣の見解
- ス 適切な運用の在り方について検討を行う必要性

寺田学君（立憲）

- (1) 鈴木法務大臣のキルギス及びウズベキスタン出張の趣旨及び成果
- (2) 本年6月の拘禁刑制度の施行により変わる刑事施設における受刑者に対する矯正処遇の内容
- (3) 受刑者の選挙権の制限
 - ア 受刑者の選挙権が制限されている理由
 - イ 憲法改正の国民投票における受刑者の投票の可否
 - ウ 上記イで投票が可能である理由
 - エ 日常的に社会問題に関心を持って考えたり情報収集する行為は受刑者の社会復帰にとって有益であるとの意見についての法務大臣の見解
 - オ 自ら考えて決定したルールに従っていくことは受刑者にとって重要であるとの意見についての法務大臣の見解
 - カ 受刑者が選挙に参加することは社会復帰に有益であることについての法務大臣の見解

有田芳生君（立憲）

軍事独裁政権下の韓国を訪問中に不当に拘束され再入国許可の有効期間内に日本に戻ることができなかつた在日韓国人に係る特別永住者の地位の回復

- ア 1970年代及び1980年代に在日韓国人が訪韓中にいわゆるスパイ容疑で逮捕され不当な形で有罪判決を受ける事案があったことの確認
- イ 特別永住者制度の概要
- ウ 特別永住者に係る特例措置の内容
- エ 特別永住者の地位を失った者が再入国するために必要な手続
- オ 1970年頃における特別永住者に係る再入国許可の有効期間
- カ 特別永住者の地位を失った者が再入国する際の在留資格
- キ 特別永住者の地位を失うことによる家族や子孫への影響
- ク 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第60条第3項
 - a 同項の内容
 - b 同項を踏まえて検討された事項
 - c 同項の「特に我が国への定着性の高い者」の意義
 - d 標記の者の在留管理の在り方についての検討状況
- ケ 法律の解釈や運用では標記の者の特別永住者の地位を回復することができない理由
- コ 標記の者の特別永住者の地位を回復するための議員立法の促進についての法務大臣の見解

金村龍那君（維新）

- (1) 日本語教育
 - ア 令和6年6月に一部変更された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」における日本語教育に関する施策
 - イ 文部科学省が実施する外国人児童生徒等に対する日本語習得支援
 - ウ 認定日本語教育機関の数及び地域における日本語教育環境の整備状況

- (2) 外国人支援コーディネーター養成制度の現況
- (3) 外国人受入環境整備交付金の活用状況
- (4) 高度専門職及び未来創造人材制度の活用状況
- (5) 技術・人文知識・国際業務の在留資格者の受入れ状況
- (6) 永住許可及び帰化許可制度の相違
- (7) 総合的な外国人材受入れ政策の必要性についての法務大臣の見解

小竹凱君（国民）

- (1) 令和5年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律
 - ア 保釈時に被告人のパスポートを弁護人が一時的に預かる事例の判断基準
 - イ 拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度の概要
 - ウ 海外逃亡した被告人のパスポートを即時無効化することの可否
 - エ 逃亡犯罪人引渡条約に基づく外国からの逃亡犯罪人の引渡しの実績
 - オ ビザ免除国に対して優先的に逃亡犯罪人引渡条約を締結する必要性
 - カ 日本の死刑制度を背景に逃亡犯罪人引渡条約の締結が進まない現状に対する政府の取組
- (3) 令和6年に成立した離婚後共同親権を創設した改正民法
 - ア 施行に向けたQ&A形式の解説資料の作成の進捗状況
 - イ 離婚や別居により一方の親と会えない状況が子どもの思想形成に与える影響

本村伸子君（共産）

同性婚

- ア 少数者の人権を尊重及び擁護することは政府及び国会の責務であるとの意見についての法務大臣の所見
- イ 同性婚制度を導入する場合には性的少数者への偏見や蔑視する意見を考慮要素にするべきではないとの指摘についての法務大臣の見解
- ウ 同性婚訴訟における異性愛者と同性愛者の婚姻制度の法的な取扱いの区別に関する国の主張の確認
- エ 令和6年12月13日の福岡高等裁判所の判決における憲法第13条の幸福追求権についての判示の内容
- オ 同性婚を希望する者の幸福追求権を異性婚を希望する者と同様に保証する必要性

吉川里奈君（参政）

- (1) 戸籍制度の維持についての法務大臣の見解
- (2) 選択的夫婦別姓
 - ア 根本的な価値観の対立が存在する中であえて分断を生む選択的夫婦別姓制度を導入することの是非
 - イ 国民への情報提供及び国民の意識の動向の把握を重視する旨の法務大臣の国会答弁を踏まえた政府の取組

島田洋一君（保守）

- (1) 在留特別許可
 - ア 送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可について今後は許可を出す場合もあり得

るとの本年5月12日の参議院決算委員会での法務大臣の答弁の確認

イ 送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの強制送還を人道問題として扱うことの合理性

(2) 外務省による生稲外務大臣政務官のスリランカ訪問前の難民問題に関する説明の有無

(3) 法務大臣のウズベキスタン出張における偽装難民についての問題提起の有無

2 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出第43号）

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第44号）

・鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。